

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第39号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例等を定める必要があるため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

では、議案を読みあげます。

議案第39号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

まず、家庭的保育の概要について御説明いたします。家庭的保育事業とは、市町村の認可事業として児童福祉法に位置付けられています。具体的には0歳から2歳までの乳幼児を対象に、1から5人までを定員とする保育者の自宅などで行われる事業でございます。この事業を行うためには、連携施設として都道府県の認可を受けた認定こども園、幼稚園または保育園を確保しなければならないこととされています。

今回の改正は、待機児童の解消に向け、家庭的保育事業等の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的事業展開を促すために改正するもので、その改正事項は、国の基準に従って定める事項を省令で定める基準によって改正するものです。なお、開成町内において家庭的保育事業の申請や実施については、現在のところございません。

1 ページおめぐりください。

開成町条例第 号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

説明は改正後の表で説明いたします。2ページを御覧ください。

第7条第2項に、下線部分における代替保育の連携施設の緩和として、第1号及び第2号の要件を満たすと認めるときは、代替保育をしないこととすることができることを追加しています。

第3項では、代替保育をしない場合においても、連携協力先の確保について定めており、第1号では代替保育の場所の既定を、次のページの第2号では、代替保育を行う場合、小規模保育事業所や事業所内保育事業所から事業規模を勘案して確保することを定めています。

第4項では、3歳以上の受け皿として連携施設の確保義務の緩和について定めています。

また、第5項では、この場合において利用定員が20人以上であり、町長が相当と認める連携協力を行う者を確保しなければならないこととし、第1号は、企業主導型保育事業施設、第2号では地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設を挙げています。

第17条、食事の提供の特例です。4ページを御覧ください。第4号に搬入施設として保育所、幼稚園、認定こども園から調理業務を受託している事業者に求められる資質として、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮など適切に対応できると町が認めるものとして定めています。

附則です。6ページの第2条第2項に、家庭的保育事業の認可施設の自園調理の原則の適用期間を10年経過する日まで延長すること。第3条には、連携に関する経過措置として家庭的保育事業の連携施設の確保について、10年の経過措置が設けられることが定められています。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。議案第39号の、ただいまの開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについては、国の基準に基づきというところで、本町においても、この条例を今上程されたということで、心待ちにしておりました一人でございます。

今の説明の中で、子育て支援室長のほうから、開成町の状況としては、家庭的保育の申請については、この事業展開に関わる事柄については、開成町には今のところないという御説明があったわけですが、今後ぜひこの条例が施行となれば、町にとっても有益に運ぶということは間違いのない条例でございますので、この辺、これをもとにどのような形で次の展開をこの条例に基づいて考えておられるの

か、答弁をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

家庭的保育事業、本当に保育士さんの家庭で、小規模5人までの人数でできるということにおいて、現在開成町も待機児童保留の児童を何十名か出しておりますので、これから保育士の資格をお持ちの方で、家庭で少しでもお子さんをお預かりしたいという方がいらっしゃれば、ぜひ家庭的保育事業として進めていただくということで、町のほうもPRしていきたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

前向きな答弁を室長からいただきました。まかせて会員さんという形の中で、それがさらに枝葉として、俗に保育ママと言われる事業展開かと思いますので、これがまずもって、こういう事業が展開できるのだよということを、町民の方にまずアピールをしていただくことが第一義かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

お答えします。議員おっしゃるとおり、このような本当に身近で、小規模で、家庭でお子さんを預かることができる事業があるということを、町としてPRをして、多くの方に知っていただくというのは、まずやらなくてはいけないことであると考えておりますので、これからPR等、いろいろな形でしていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第39号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。